

宇部・小野田広域都市圏の 都市計画の方針

《目次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 宇部・小野田広域都市圏の都市づくりの基本理念	1
1-2. 宇部・小野田広域都市圏の将来像	2
1-3. 都市計画区域等の指定の方針	9
2. 区域区分の決定の方針	10
2-1. 区域区分を決定する都市計画区域の設定方針	10
3. 主要な都市計画の考え方	12
3-1. 土地利用に関する基本方針	12
3-2. 広域的な都市施設の整備に関する基本方針	15
3-3. 市街地整備に関する基本方針	19
3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針	20
3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針	22
3-6. 都市防災に関する基本方針	23

平成31年3月
山口県土木建築部都市計画課

※本文中の年次表記について

本文中の年次表記は、原則和暦とし、昭和以前および平成 28 年以降については西暦を併記することとしていますが、同一ページに同一年が複数ある場合は、先頭のもののみ併記しています。

また、図表については併記しないこととしています。

1. 都市計画の目標

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定し、「人口規模」、「区域区分*の決定の方針」については、おおむね 10 年後となる令和 12 年(2030 年)を想定する。

1-1. 宇部・小野田広域都市圏の都市づくりの基本理念

本広域都市圏は、山口県の西南部に位置し、宇部市、山陽小野田市、美祢市の 3 市から構成されている。南は瀬戸内海に面し、北部は中国山地が広がっている。

瀬戸内海沿岸の都市部と内陸に広がる穏やかな自然環境で構成されており、高速道路や空港、新幹線等の恵まれた広域交通網や学術研究施設の立地を背景に多様な産業が展開しているとともに、秋吉台国定公園をはじめとした特色ある自然環境を活かした観光やレクリエーションなどの地域産業が営まれるなど活力ある圏域である。

また、歴史的なまちなみや風情が残っている旧山陽道沿いなど、固有の歴史と文化に彩られた地域特性を持っている。

本圏域が誇るこのような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

穏やかな自然環境を背景に、産業・文化の 多彩な交流が活力を生み出す都市圏づくり

特徴的な緑と水に代表される穏やかな風土や文化性を活かした、豊かに暮らせる圏域づくりを進める。また、広域交通網、学術研究機関や企業の技術集積を活かした産業や文化等における多彩な交流が活力とにぎわいを生み出す都市圏を形成する。

*印のついている用語は巻末の用語解説欄に掲載しています

1-2. 宇部・小野田広域都市圏の将来像

本広域都市圏における都市づくりの将来像を以下のように設定する。

(1) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

▼おおむねの人口 (単位：千人)

区分		年次	平成27年(2015年) ^{※1}	令和12年(2030年) ^{※2}
広域都市圏人口			258.3	227.6
年齢階層別人口	年少人口 (0～14歳)		31.1 (12.1%)	25.1 (11.0%)
	生産年齢人口 (15～64歳)		146.0 (56.5%)	122.6 (53.8%)
	老年人口 (65歳以上)		81.1 (31.4%)	79.9 (35.1%)

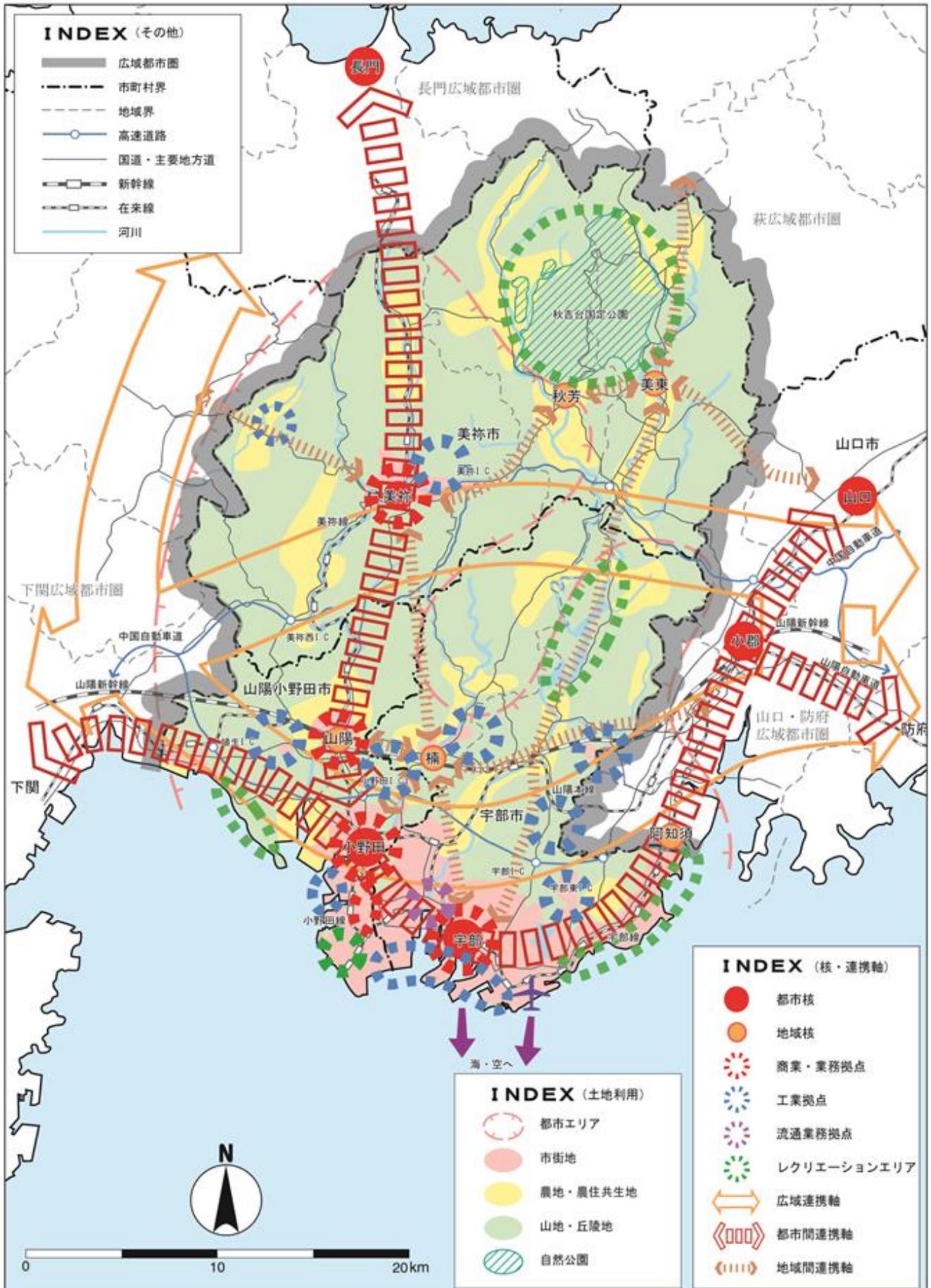
※1 最新の調査年次である平成27年(2015年)国勢調査結果をもとに、年齢不詳人口を按分補正した値

※2 令和12年(2030年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(『日本の市区町村別将来推計人口』(平成30年(2018年)3月推計))による。

(2) 将来都市構造

宇部・小野田広域都市圏の都市づくりの基本理念を踏まえ、将来あるべき都市圏の構造を、次のように構築する。

■ 宇部・小野田広域都市圏の将来都市構造図



将来都市構造図の用語解説

①核・連携軸

都市核	都市の中心的役割を担う地区で、市の中心市街地*及びそれに準ずる主要な市街地
地域核	地域の中心的役割を担う地区で、町または合併前の町村の中心地
商業・業務拠点	商業・業務機能の高度な集積を図る地区で、中心商業地等の主要な商業地
工業拠点	製造業などの工場の集積による生産活動の要となる地区で、大規模工場用地や工業団地
流通業務拠点	物流機能の集積を図る地区で、港湾、市場、自動車ターミナル等
レクリエーションエリア	広域的なレクリエーションの場となるエリアで、自然公園や大規模公園
広域連携軸	国土レベルの広域的な交通連携を担う軸で、高速自動車国道及び新幹線
都市間連携軸	都市の連携を担う軸で、都市核（隣接する広域都市圏を含む）同士を結ぶ主要な幹線道路や鉄道
地域間連携軸	地域の連携を担う軸で、都市核と地域核、及び地域核同士を結ぶ幹線道路や鉄道

②土地利用

都市エリア	都市のおおむねのエリアで、都市計画区域*とその周辺を含むエリア
市街地	市街地として建築物や都市施設*等の立地・集積を図るエリアで、市街化区域*及び用途地域*の指定されたエリア
農地・農住共生地	農地の保全と営農環境・集落環境の維持・向上を図るエリアで、農地・水路等の田園環境や集落地などがまとまって存在するエリア
山地・丘陵地	森林の保全と営林環境の維持・向上を図るエリアで、山地や森林
自然公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定されるエリアで、国立公園・国定公園、県立自然公園

(3) 都市圏整備の方向性

「穏やかな自然環境を背景に、産業・文化の多彩な交流が活力を生み出す

都市圏づくり」のための整備の方向性

① 豊かな郷土資源を未来に引き継ぐ、個性あふれる美しい都市づくり

本広域都市圏は、北部に秋吉台国定公園に代表される自然環境を持つとともに、厚狭川、有帆川、厚東川等の豊かな河川の流域に位置し、瀬戸内海沿岸には宇部市、山陽小野田市の市街地が連担している。

また、これらの都市の内陸部に位置する山陽地域、楠地域は、歴史的な街道筋である旧山陽道の面影を留める利便性の高い田園居住地域となっている。

このような多様で個性あふれる地域資源を活かしながら、都市と自然環境の調和した良好な都市圏を維持・発展させていくために、次のような観点から、美しい都市づくりを推進する。

■ 交流の舞台となり、文化が緑に映える都市の顔づくり

都市核を担う宇部市と山陽小野田市の中心市街地*においては、近代以降石炭産業が栄えたまちとしての歴史と、近代彫刻などの文化を活かした魅力ある都市景観の形成や市街地環境の整備・改善とともに緑化を推進し、安全で快適なうるおいある都市空間の創出を図り、交流の舞台となる都市の顔づくりを行う。

■ 山陽道などの歴史をとどめる市街地の環境の維持・向上

山陽小野田市山陽地域や宇部市楠地域等の旧山陽道沿いの街道集落や、美祢市美東地域の赤間関街道周辺地区など、歴史的なまちなみや風情が残る地区については、まちなみ景観の保全・形成や市街地環境の維持・向上を図る。

■ 地域の歴史を伝える憩いと交流の空間の確保

瀬戸内海へ注ぐ真締川、厚東川、有帆川、厚狭川等の河川や、市街地内及び周辺の緑地、自然海岸等の美しい海辺は、都市地域にとっての貴重なオープンスペース*であり、開作の水路や丘陵部のため池は地域発展のための努力を伝える歴史的資源であることから、地域の自然と歴史を身近に学べ、誰もが快適に利用できる憩いと交流の空間として整備・保全する。

■ 都市における自然的な環境の保全

都市郊外部に広がる農地やなだらかな地形の丘陵、山地、河川、ダム湖、海岸等の自然的環境と景観は、圏域の穏やかな都市イメージを形成する重要な要素として、また、動植物の良好な生息環境として保全、回復を図るとともに、都市近郊のレクリエーション空間としての整備・活用を推進する。

また、都市機能*の集約化や公共交通の利用促進等により、環境負荷の低い低炭素都市づくりを推進するなど、都市と自然環境の共生を図る。

② ゆとりとにぎわいの都市生活を提供する安心・安全な集約型の都市*づくり

本広域都市圏は、臨海部の工業地域と隣接する平地に市街地が形成され、その背後には秋吉台国定公園を有する豊かな自然が広がっている。本圏域も、県内の他都市と同様人口は減少傾向にあり、中心市街地*の空洞化や高齢化も進行している。近年、中心部において新たな都市型住宅の供給による中心市街地*回帰の傾向もみられるものの、依然として幹線道路沿道や郊外田園地帯等における宅地開発と商業施設の立地が進んでおり、既成市街地*の低密化と都市機能*の拡散が課題である。また、近年頻発する集中豪雨や発生が懸念される巨大地震等を踏まえ、災害に強い安心・安全な都市づくりが求められている。

このため、都市内に蓄積された都市基盤施設のストック*を活用しつつ、中心市街地*の再構築を行うとともに、立地適正化計画制度の活用などにより都市機能*等を誘導し、中心市街地*の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。

■ 産業集積と連携した中心市街地*の再構築と活性化

山口県の産業の発展を先導する産業集積圏としての役割のもと、宇部市、山陽小野田市、美祢市の中心市街地*の各地域の形成過程などの地域特性や環境に配慮しながら、市街地の再構築を進めるとともに、商業サービス、都心居住機能の充実に加えて産業・研究開発機能との連携により市街地の活性化を図る。

■ 市街地形成の適正な誘導

既成市街地*においては、既存ストック*を活用しながら土地の高度利用を図るとともに、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等に都市機能*、その周辺に居住の誘導を図る。また、郊外部においては、都市計画区域*相互の調整を図り、多様な土地利用規制制度の適用等により新たな市街地の形成を抑制する。

■ 暮らしやすい環境の整備

人口減少・高齢社会に対応した集約型の都市*形成に向けて、既成市街地*を中心に、徒歩や公共交通等により快適に移動できるひとにやさしい都市づくりを進め、誰もが暮らしやすい居住環境の形成を図る。

また、宇部新川駅など主要駅周辺や公共公益施設等を中心に、ユニバーサルデザイン*に配慮した安心・安全な都市づくりを進める。

■ 災害に強い都市づくり

大規模な自然災害等の発生に備え、災害に対するレジリエンス*の向上を図るため、本圏域の自然条件、災害特性、地域社会等、固有の状況を踏まえ、河川、海岸、砂防関係施設の整備・改修、災害時の緊急活動・緊急物資の輸送等に資する広域的な道路ネットワークの構築や安心・安全な生活道路の整備を進めるとともに、地域防災活動の促進などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進める。

山陽地域や小野田地域の旧街道の宿場町や漁村集落などの既成市街地*等で防災上危険な密集市街地*においては、街道や漁村などのまちなみの個性に配慮しながら都市施設*の整備を進め、良好な市街地環境の整備を推進する。

③ 都市ごとの個性を活かし、連携して活力を生むネットワークづくり

本広域都市圏は、宇部市、山陽小野田市の中心市街地*などが広がる瀬戸内海沿岸部や美祢市中心市街地*などが広がる内陸部、山間部により構成され、沿岸部の市街地から豊かな自然環境を持つ山間部まで、多様な特性を有している。

圏域内では、都市核を担う宇部市、山陽小野田市、美祢市の中心市街地*に都市機能*が集積する一方で、内陸部、山間部などの地域では、それぞれに固有の歴史、文化、豊かな自然環境等を有しているものの、過疎化、高齢化が進行している。

これらの地域の個性を活かしつつ、地域活力の維持向上を図るため、3つの都市核の機能連携や、都市と農山漁村との交流・連携の強化を図る。

また、都市圏全体の活性化を図るため、隣接する広域都市圏との交流・連携、さらには空港、港湾、高速道路等の広域交通利便性を活かした県境を越えた交流・連携など、複合的なネットワーク形成を図る。

■ 広域交通網を活かした都市間交流の活性化による都市の個性づくり

圏域内における各都市間を結ぶ高速道路網をはじめ、空港、新幹線駅等の広域交通拠点の活用を図り、各都市間及び広域都市圏間の交流を活性化するため、沿岸部や内陸部の各都市に歴史、文化、産業などの地域資源を活かした交流空間の形成を図るとともに、それらが相互に適正に機能分担された連携型の都市圏の形成を図る。

■ 臨海部から内陸部までの都市間交流を支える交通基盤*の整備

3つの都市核を中心として、圏域内における各都市間及び都市部と地域の交流・連携や、隣接する山口・防府、下関、長門、萩広域都市圏との交流・連携を促進するため、幹線道路等の交通基盤*の整備を進めるとともに、鉄道やバス等の公共交通網の整備・充実によるネットワークの強化を図る。

また、高次都市機能*や産業の集積による活性化を図るため、山口宇部空港などの広域交通拠点を活用したネットワークの形成を促進する。

■ 都市と農山漁村との交流・連携の強化

過疎化、高齢化が進む農山漁村地域においては、食料供給の役割を担う農業や水産業等の生産基盤を整えた上で、都市機能*の一部を都市核に依存しつつ、日常的な生活サービス機能の拠点化を図るとともに、路線バス等の公共交通の充実を図り、都市部との交流・連携による相互補完関係の強化を図る。

■ 都市施設*に関する広域的調整と整備の推進

都市圏間の交流・連携性を高める幹線道路や広域公園*等の都市施設*の整備については、都市間の広域的調整を図りながら、効率的、有機的に整備を推進する。また、廃棄物処理場等の公益的施設の整備についても、都市間の広域的調整を図り、円滑な整備を推進する。

■ 地域の活性化を創出する多様な産業の振興と連携

3つの都市核において個性を活かした都市づくりを進めるとともに、研究機関と連携した新しい産業の育成や、素材型産業からリサイクル型産業への展開など、地域の特色を活かした多様な産業の振興を図り、これらの連携による地域活力の向上を図るため、ネットワークづくりを推進する。

④ 住民と行政が協働し、共創する身近なまちづくり

限られた都市の空間的、経済的資源を有効に活用したまちづくりが円滑に進み、生みだされた都市施設*や空間を住民が十分に活用することにより、地域を活性化させるためには、住民と行政が情報を共有し、それぞれの役割と責任を分担しながら、協働して都市整備を進めることが必要となる。

このため、県及び市は、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりに向けて、地域に密着した効率的な都市計画執行体制の充実を図る。また、まちづくりへの住民参画を進めるために、まちづくりに関する情報をわかりやすく整理した上で積極的に提供するとともに、計画づくり等の都市整備の初期段階から住民の意見を反映できる仕組みを構築する。

さらに、住民と行政の間に入り、意見調整や社会的資源の活用等、まちづくりに関する総合的な提案やアドバイスを行う民間専門家を育成し、その活動を支援する。

これらの施策により、次のような住民と行政の協働・共創のまちづくりを進める。

■ まちづくりに関するわかりやすく利用しやすい知識・情報の提供と収集

都市計画やまちづくり活動に関する知識・情報・責任を住民にわかりやすく整理し、広報紙やマスメディア、講習会、インターネットなどのICTの活用等により多様な年齢層にとって使いやすいかたちで積極的な提供を行う。

また、情報を提供するだけでなく、アンケート調査やホームページの掲示板等により、絶えず住民意見を把握するよう努める。

■ 県と市における都市計画執行体制の充実

県と市では、地域特性を活かした効率的なまちづくりの推進に向けて、地域に密着したまちづくりと広域調整を図るための執行体制を整備・運用する。

■ まちづくりにおける住民参画を促進する仕組みの整備

まちづくり活動の主体形成やサポーターづくりのため、計画作成等の初期段階から、ワークショップ*などを通じて住民の参加を促すとともに、住民・企業・大学等研究機関・関係団体（NPO*など）等のネットワーク形成を支援し、住民の力を合わせたまちづくりを行える仕組みの構築を進める。

また、住民の継続的な参加を図るためにコミュニティビジネス*を組み込んだまちづくり活動等の取組みを促すとともに、多様な主体による活動を促進するためにエリアマネジメント*の仕組みづくりを進める。

■ まちづくりを支援する民間専門家等の育成・活用

住民参画のまちづくりを進めるために、住民と行政の協働による構想や計画の策定、事業実施及びその後の管理においてアドバイスするなど、住民のまちづくりを支援する民間専門家を育成し、活用していく。なかでも地域の景観を活かしたまちづくりについては、将来を担う子供達にふるさとの景観の美しさや大切さを実感してもらうための景観学習を推進するとともに、「山口県景観アドバイザー」や「山口県景観サポーター」制度を活用し、まちづくりの主体となる住民等への意識啓発を図る。

1-3. 都市計画区域*等の指定の方針

本広域都市圏において、都市圏の将来像に示した都市づくりを広域的に推進するため、都市計画区域*等の指定について以下のとおり基本的な方針を定める。

都市計画区域*等の指定の方針

区域名	区域の面積、位置及び範囲	指定の方針
宇部 都市計画区域	22,907 ha 宇部市 (行政区域の一部)	土地利用、自然的条件、日常生活圏、社会的・経済的条件等を総合的に検討した結果、山陽小野田都市計画区域と一体の都市として、整備、開発及び保全することが望ましい。
山陽小野田 都市計画区域	13,309 ha 山陽小野田市 (行政区域全域)	土地利用、自然的条件、日常生活圏、社会的・経済的条件等を総合的に検討した結果、宇部都市計画区域と一体の都市として、整備、開発及び保全することが望ましい。
美祢 都市計画区域	32,595 ha 美祢市 (行政区域の一部)	美祢都市計画区域について、現行の区域を継続することとする。

※ 都市計画区域*面積は、「都市計画現況調査」による平成29年3月31日現在の値

※ 上記以外の地域は、都市計画区域*等の指定の必要性は低い。

2. 区域区分*の決定の方針

2-1. 区域区分*を決定する都市計画区域*の設定方針

本広域都市圏においては、各都市計画区域*の開発圧力*等を考慮し、区域区分*制度の適用について、以下の考え方を基本に検討する。

区域区分*適用の方向性

都市計画区域名	一次検討結果	二次検討における主な課題	区域区分*適用の方向性
宇部都市計画区域	区域区分*制度を適用する必要性は高い。 現行； 非線引き*	<p>[適用する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域*の範囲 市街化調整区域*となる区域の土地利用のあり方 地域の合意形成 周辺都市計画区域*との整合 <p>[適用しない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 用途白地地域*の土地利用のコントロール 用途地域*内の土地利用の増進 周辺都市計画区域*との調整 	<p>本区域の開発圧力*は強く、市街地拡大の可能性があることから、用途地域*内の土地利用促進と計画的・効率的な基盤整備、田園部や丘陵部の自然的環境の保全を行い、用途白地地域*の土地利用の適切なコントロールが求められる。その対応として、区域区分*制度も有効と考えられる。</p> <p>区域区分*制度を適用しない場合には、計画的な土地利用を誘導していくため、地区計画*の策定、特定用途制限地域*の規制の強化、建築形態規制*、開発許可*基準の強化などを行うことも考えられる。</p>
山陽小野田都市計画区域	区域区分*制度を適用する必要性は高い。 現行； 非線引き*	<p>[適用する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域*の範囲 市街化調整区域*となる区域の土地利用のあり方 地域の合意形成 周辺都市計画区域*との整合 <p>[適用しない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 用途白地地域*の土地利用のコントロール 用途地域*内の土地利用の増進 周辺都市計画区域*との調整 	<p>本区域の開発圧力*は強く、市街地拡大の可能性があることから、田園部や丘陵部等の自然的環境を保全するため、用途白地地域*の土地利用の適切なコントロールが求められ、その手法として区域区分*制度も有効と考えられる。</p> <p>区域区分*制度を適用しない場合には、計画的な土地利用を誘導していくため、地区計画*の活用や、特定用途制限地域*の規制の強化等を行い、用途白地地域*の土地利用のコントロールを図っていく必要がある。</p>

<p style="text-align: center;">美 祢 都市計画区域</p>	<p>区域区分*制度を適用する必要性は低い。</p> <p>現行； 非線引き*</p>	<p>[適用しない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途白地地域*の土地利用のコントロール ・用途地域*内の土地利用の増進 ・用途白地地域*の自然環境・景観の保全を主とした土地利用のコントロール 	<p>本区域の開発圧力*は強くなく、市街地拡大の可能性も低いことから、区域区分*の適用の必要性は低いと考えられる。</p> <p>ただし、田園部や丘陵部等の自然的環境を保全し、他の土地利用制度の導入等を行い、用途白地地域*の土地利用のコントロールを図っていくことが望ましい。</p>
---	---	---	---

3. 主要な都市計画の考え方

3-1. 土地利用に関する基本方針

(1) 市街地における方針

① 商業地・業務地に関する方針

- ・ 交通結節点*となる宇部新川、小野田等の主要な駅等を核として、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能*もあわせた立地誘導を進める。
- ・ 特に、宇部新川駅周辺においては、都市機能*の更新・誘導を図るとともに、市街地の再整備を進めることにより、にぎわいのある商業・業務拠点の形成を図る。
- ・ 厚狭駅周辺においては、新幹線駅を有する利点を活かして商業機能や新たな居住地を誘導するとともに、既存市街地への都市機能*の充実を図る。
- ・ 国道 190 号等の主要幹線道路沿いの商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境の維持・形成を図りつつ、日常的な生活利便性の高い商業地の形成を図る。
- ・ 総合支所などの行政施設を中心に、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能等の立地誘導を進める。

② 工業地に関する方針

- ・ 広域交通の利便性を活かし、山陽自動車道等のインターチェンジ周辺に位置する宇部テクノパーク、宇部新都市、小野田・楠企企業団地、美祢テクノパーク等を、研究開発型企业等の受け皿となる業務・工業機能用地として位置付け、基盤整備と企業誘致を推進する。
- ・ 宇部港、小野田港の臨海部に集積する工業地の活性化を促進するため、道路、港湾等の基盤整備を進める。

③ 住宅地に関する方針

- ・ 一定の人口密度を維持・確保するため、都市機能*の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家の利活用を促進し、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 郊外部に多くある比較的規模の大きい住宅地については、恵まれた自然環境を活かして、これらを重視する世帯の転入を推進し、残存する空地は農地への活用や緑地化を推進する。
- ・ 土砂災害特別警戒区域*に指定された区域については、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存宅地の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる、又は行われた区域については、地区計画*や緑地協定*・建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。

④ 流通業務地に関する方針

- ・ 大規模な流通業務機能については、高速道路網で結ばれた県央部の流通団地に一部依存しつつ、圏域内の工場地や卸売市場などと連携した流通業務機能の誘導を図る。
- ・ 宇部港、小野田港を中心に、流通業務機能の集積を図る。また、山口宇部空港を中心に、物流拠点や産学連携による新産業の集積を誘導し、加工や物流サービス等による高付加価値型の流通業務機能の導入を図る。

(2) 市街地周辺部における方針

① 非線引き*用途白地地域*における方針

- ・ 用途白地地域*では、特定用途制限地域*の規制の強化や、開発許可*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。
- ・ さらに、地区計画*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良い環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。
- ・ 老朽化した木造建築物や狭隘道路からなる漁業集落などでは、老朽建築物の除却や建替えの促進、生活道路の整備を進め、住環境の改善を図る。
- ・ 美祢市秋芳地域では、集落やレクリエーション地区等の適切な規制・誘導を図り、自然公園の周辺地域にふさわしい環境を形成する。
- ・ 宇部市東岐波地区では、隣接する山口市と国道 190 号沿線を中心に連続した市街地が形成されていることから、都市計画区域*を跨いだ一体的な土地利用コントロールを図る。
- ・ 山陽小野田市の埴生地区は、下関都市計画区域の市街化調整区域*に隣接しており、線引き*・非線引き*都市計画区域*間における土地利用バランスを考慮し、適切な土地利用コントロールによる無秩序な開発の防止を図る。

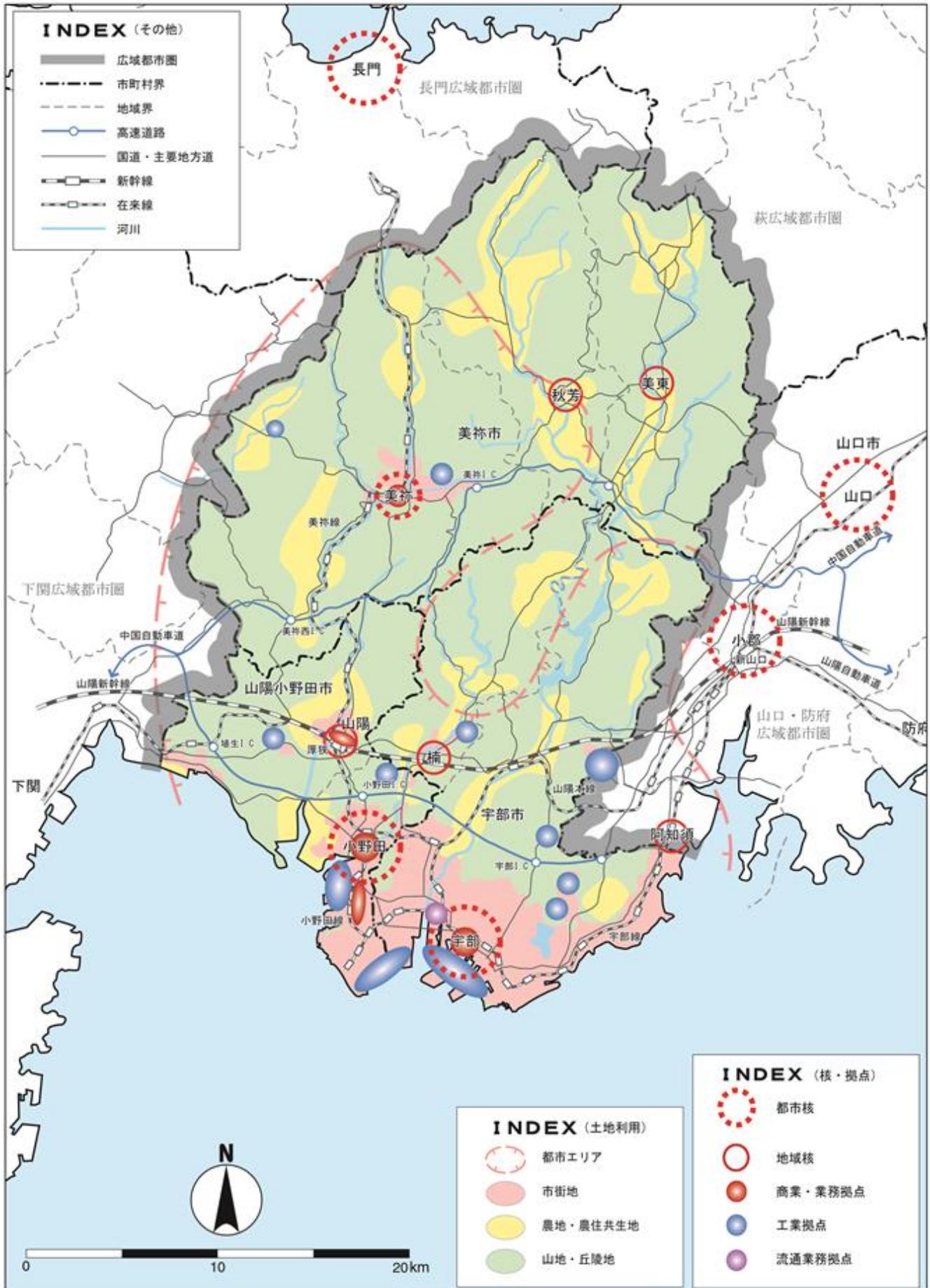
② 農地との調和に関する方針

- ・ 厚東川、有帆川、厚狭川沿い等に広がる市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重な緑地やオープンスペース*であることから、原則として農業の振興及び農地の保全を図る地区としてその保全に努める。

(3) 都市計画区域*外における方針

- ・ 自然環境の保全と農林水産業の振興を図るとともに、総合支所周辺等の地域の拠点や、複数の集落が集まる地域に、日常的な生活サービス機能を確保する取組を主体に、それぞれの規模に応じた機能の集約や、生活の利便性を確保する交通ネットワークの形成などを進める。
- ・ 美祢市美東地域及び秋芳地域の秋吉台国定公園では自然公園の貴重な自然環境を保全する。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 広域的な都市施設*の整備に関する基本方針

(1) 広域的な交通施設の整備方針

① 広域的な交通体系の整備方針

- ・ 本圏域外の地域との広域交流を通じた地域活性化を図るために、既存の高速交通体系を活かしつつ、隣接する広域都市圏等との連携を促進する総合的な広域交通ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ 都市機能*が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。

② 広域的な道路網の整備方針

- ・ 都市核間の相互の連携や広域交流の一層の促進を図るため、地域高規格道路*小郡萩道路や山口宇部小野田連絡道路の整備を推進する。
- ・ 圏域内の円滑な交通流動の確保や都市部と内陸部、山間部の交流連携、隣接する広域都市圏との連携を強化するため、国道2号や国道190号、国道490号等、本広域都市圏の主軸となる広域幹線道路の整備・改良を促進する。
- ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化を図るため、高速道路インターチェンジや山口宇部空港、宇部港、小野田港、厚狭駅等の広域交通拠点へのアクセス*道路の整備を促進する。

③ その他の主要な交通施設の整備方針

- ・ 都市内の幹線道路については、総合的な交通体系や交通サービスを勘案し、既存道路も含めた都市内道路の各路線の必要性や機能等の検証を行った上で整備を行う。
- ・ 環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、鉄道各線の利便性の向上・維持を図るとともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など、公共交通の維持・充実を図る。また、公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*化やパークアンドライド*、サイクルアンドライド*の普及を推進する。
- ・ 宇部新川駅や小野田駅では、中心市街地*のまちづくりと連携した駅前広場等の整備を進め、都市及び地域の顔となるよう、魅力の向上を図る。
- ・ 自家用車から公共交通への転換や中山間地域などの交通不便地域と交通結節点*までの移動手段を確保するため、コミュニティ交通*の維持・充実を図る。
- ・ 駅や港などの交通結節点*や観光拠点などにおいて、今後の市街地整備や観光振興の動向などから民間駐車場との整合性を図りつつ、需要に見合った駐車場整備を進める。
- ・ 宇部港においては、物流需要の増大、船舶の大型化等に対応するため、岸壁の改良、航路・泊地の浚渫など、港湾機能の強化を進める。

(2) その他の広域的な都市施設*の整備方針

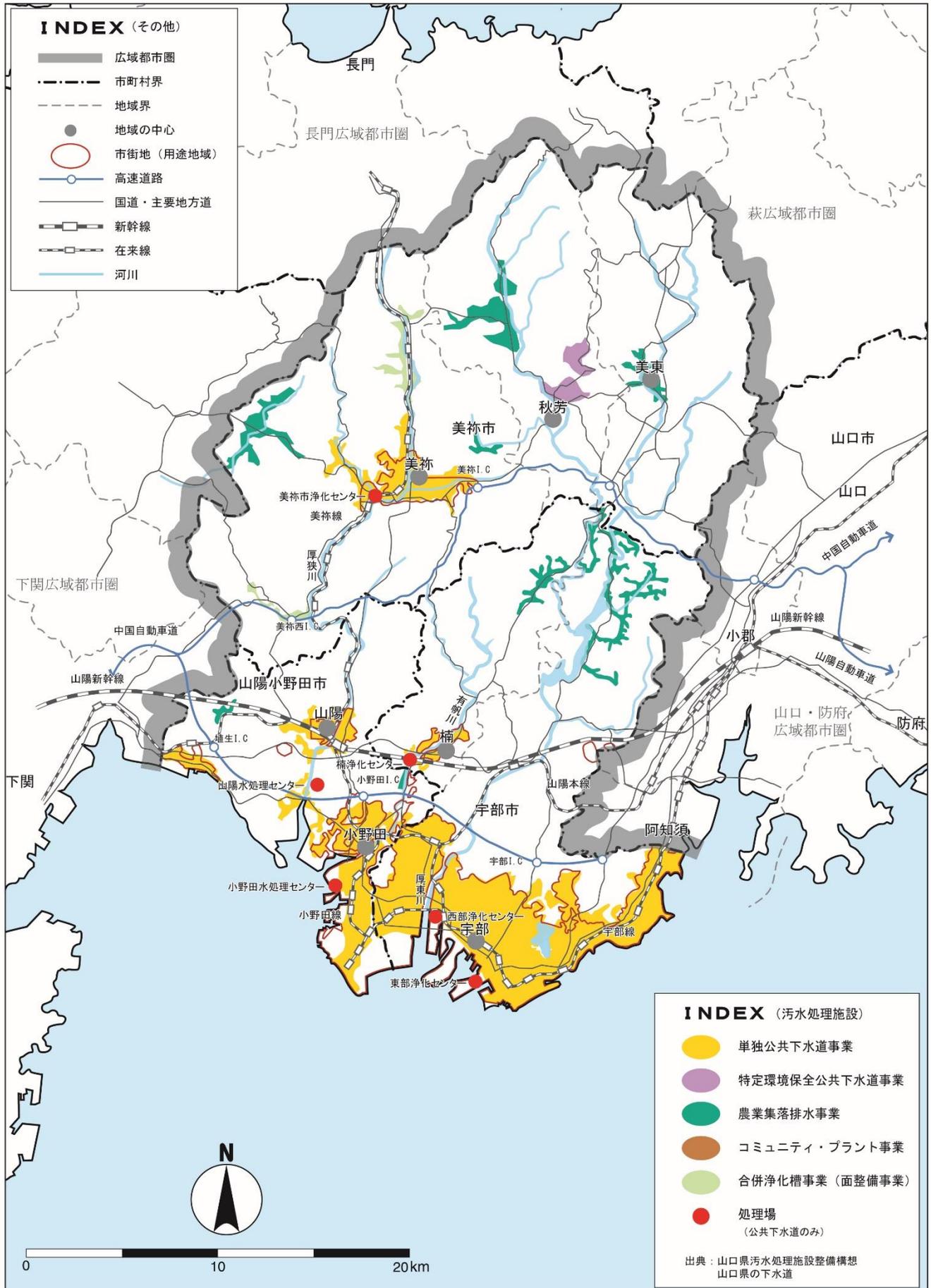
① 主要な下水道及び河川の整備方針

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進する。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による浸水被害を抑制するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を促進する。
- ・ 河川については、治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、生態系や自然環境の保全を図り、周囲の景観と調和した人々が水に親しめる空間の整備を進める。

② その他の都市施設*の整備方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会*の構築を図るため、リサイクル活動拠点の整備等により、廃棄物の適正処理を促進するとともに、供給処理施設の適切な整備、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

■ 下水道の整備方針



3-3. 市街地整備に関する基本方針

(1) 中心市街地*の整備

- ・ 宇部市の中心部は、本都市圏の「顔」としての役割を担っていることから、都市機能*の誘導、市街地再開発事業*等を活用した都市基盤の整備と併せ、商業・業務施設の再編を図ることにより、にぎわいと回遊性のあるまちづくりを行い、「まち」としての魅力の向上に努める。

(2) 工業団地等の整備

- ・ 先端技術産業や研究開発型産業等の集積を図るため、空港や港湾等が有する交通利便性などの優れた立地環境を全国に向けて情報発信しながら、工業団地や工場用地などの産業基盤整備を計画的に進める。

3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針

(1) 自然的環境の整備・保全の基本方針

- ・ 森林地域や日本ジオパークに認定された秋吉台地域の自然公園、厚狭川などの河川、海岸部の自然海岸などの自然的環境は、多様な生態系や良好な自然景観を形成しており、自然の豊かさや美しさを実感できる交流とふれあいの場として重要な役割を担っているため、その適正な整備・保全に努めるとともに、レクリエーションや癒しの空間として活用を図る。

▼ 本広域都市圏の自然公園地域

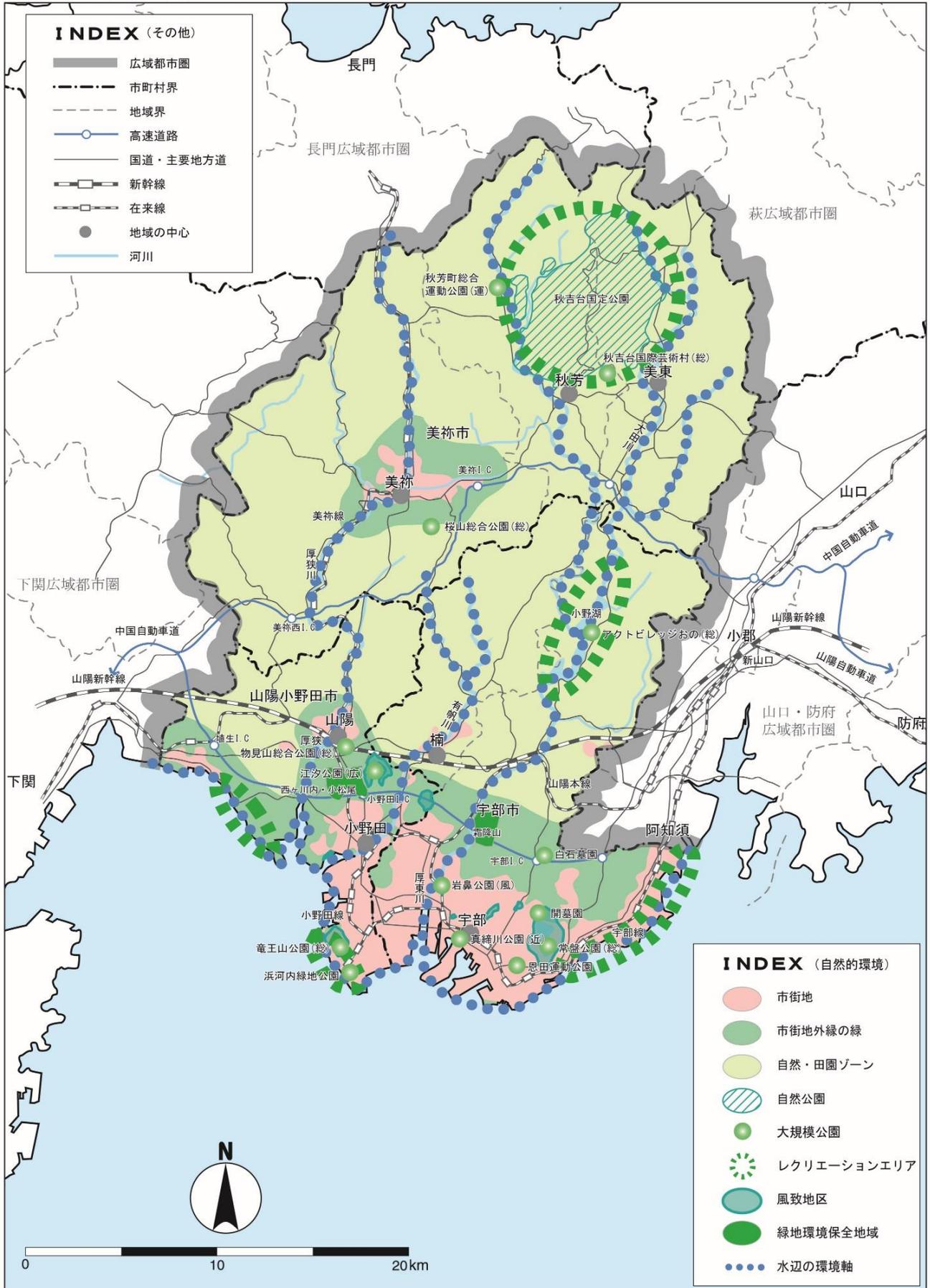
自然公園名	含まれる市町
秋吉台国定公園	美祢市（美東地域、秋芳地域）

- ・ 都市の緑の保全、都市機能*の集約化、公共交通の利用促進等による低炭素都市づくりの推進により、自然的環境への負荷の低減に努める。

(2) 広域的な公園・緑地等の整備方針

- ・ うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- ・ 自然公園の保全を図るとともに、広域的なスポーツやレクリエーション、地域コミュニティ*の核となっている常盤公園、江汐公園等の整備・充実を図る。
- ・ 風致*地区や特別緑地保全地区等の制度の活用により、市街地内やその周辺部の自然環境の保全に努め、都市の風致*の維持・向上を図る。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針

- ・ 宇部新川駅周辺の中心市街地*では、にぎわいのある魅力的な景観の創出とともに、ゆとりある歩行空間の創出など快適性に富んだ景観形成を図る。また、小野田駅や厚狭駅、美祢駅周辺の市街地では、地域の特性を踏まえながら、人々の憩いの空間の創出などにより、にぎわいのある景観形成に努める。
- ・ 歴史的なまちなみが残る船木地区や厚狭地区、近代に造られた産業遺産に関連する建築物等が残る地域では、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図る。
- ・ セメント工場等の産業施設で形成される景観については、特色ある地域資源として活用し、周辺の緑化等により周囲の景観と調和した良好な景観形成の創出を図る。
- ・ 厚東川や有帆川、厚狭川などの地域を代表する河川の水辺空間については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 都市を繋ぐ広域的な幹線道路沿いでは、周囲の山や河川沿いの自然景観や田園景観と調和した沿道景観の形成を図る。
- ・ 郊外に広がる農地では、樹林地と山裾の集落、田園等が一体となった穏やかな農山村景観の保全・創出を図る。
- ・ 秋吉台国定公園をはじめ豊かな自然環境が残る地域では、美しい自然景観の保全を図る。

3-6. 都市防災に関する基本方針

- ・ 地域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスク情報を踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や火災・延焼による被害を抑えるため、建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。
- ・ 宇部新川駅や小野田駅周辺の既成市街地*等の防災上危険な密集市街地*においては、建築物の耐震化やオープンスペース*の確保などを進め、良好な市街地環境の整備を推進する。
- ・ 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナートの事故などによる被害を軽減するため、緩衝緑地*帯等の整備に努める。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時に高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設*等の整備を推進する。また、南海トラフ巨大地震等による最大クラスの津波被害等に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面での対応を図る。
- ・ 洪水や高潮、津波、土砂災害、地震などの災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や、防災対応能力を高める防災訓練などにより、県民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）の策定を促進するなど、災害時の業務継続に努める。